

まち育新聞

第 6 号

〈発行所〉
総務部まちづくりグループ
政策担当
美幌町字東2条北2丁目
Tel.73-1111

自治基本条例に基づくまちづくり

自治推進委員会から町長へ提言

平成23年4月1日にまちの憲法といわれる「美幌町自治基本条例」が施行され、同年9月に、この条例を町民の側から守り育てていく組織として美幌町自治推進委員会を設置し、2年間にわたり審議を行ってききました。この度、第1期の委員会が任期満了を迎えることからこの2年間の審議における総括として、町長に対し提言書が提出されました。

自治基本条例第49条には、自治推進委員会の役割として、町長の諮問に応じて審議、答申を行うことのほか、この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項やこの条例の見直しに関する事項、美幌町の自治の推進に関する基本的な事項について、自ら審議し、町長に提言することができると定められています。

協働によるまちづくりを

自治基本条例を制定した最大の目的は「町民主体の自治の実現」であり、そのためには町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係によりそれぞれ役割のもと行動を起こす必要があります。



多くの意見が出された町長との意見交換



提言書を手渡す菅野会長

まちづくりの主役である町民は、地域活動や町政に積極的に参加する役割があります。



行政(役場)は、町民との情報共有と町民参加を進め、町民と連携・協力し、町民の意思を反映した事務や事業を行わなければなりません。

提言書

美幌町長 土谷 耕治 様

美幌町自治基本条例が平成23年4月1日に施行され、2年5ヶ月が経過しました。この間、条例に規定された住民投票などの制度設計及び条例制定の趣旨に基づく新たな取り組みに対しては一定の評価をしていますが、これらの取り組みに対する課題も見受けられます。

自治基本条例の目的は町民主体の自治を実現することであり、そのために必要な基本的事項及び制度を定め、本町の最高規範としての位置付けをしていくことから、条文を十分理解した上でそれぞれの取り組みを進めていく必要があります。

我々自治推進委員会は、2年間の審議における総括として、各委員の意見を集約し、この条例の目的を達成すべくまちづくりを進められることを切に願います。

美幌町自治推進委員会
会長 菅野 隆秋

〔美幌町自治推進委員会委員〕

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 菅野 隆秋 |
| 副委員長 | 早田 眞二 |
| 委員 | 稲垣 淳一 |
| 委員 | 井上 裕子 |
| 委員 | 大野 江二 |
| 委員 | 清野 俊介 |
| 委員 | 西島 美智子 |
| 委員 | 平田 美木男 |
| 委員 | 宮田 博行 |
| 委員 | 元木 まゆみ |

【提言書の内容(一部抜粋)】

●情報共有

情報共有は基本原則の一つであり「情報なくして参加なし」である。情報共有は町民参加を担保する重要な役割を担い、自治体経営の信頼を確保するもので情報共有と町民参加は車の両輪である。したがって、町民参加を促進する意味においても、次の事項を考慮し、積極的な情報の提供を進め、町民との情報共有を図っていただきたい。

- ① 情報の提供は、イラストや写真などを活用して多くの町民に目を通してもらえ工夫が必要である。
- ② 情報を町民に広く伝えるためにインターネットや紙媒体以外の何かしらの工夫が必要である。

●町民参加

町民参加の制度も基本原則の一つであり、町民の権利の具体化でもある。町民参加は、自治基本条例制定の最大の目的でもある町民主体の自治を実現するために最も重要な規定であるため、当該規定の趣旨を十分理解するとともに次の事項を考慮し、町民参加の促進を図っていただきたい。

- ① 町民参加は、人任せではなく町民自らが考え行動に移すような町民の意識改革が必要と考えるが、成人になってからの意識改革はなかなか難しいため、学校に向き説明するなど、小学生の時期から反復した意識付けが必要であると考える。
- ② 町民からの意見の聴取については、町民参加の趣旨を十分理解し、適切な時期に効果的な方法により進める必要がある。
- ③ パブリックコメントについて、意見公募をしていることを知っている人が少ないため、今まで以上に周知する必要がある。

●協働・コミュニティ

本町においては、今までも様々な分野において協働によるまちづくりが進められてきたが少子高齢化や社会

情勢の変化、また、町民ニーズが多様化、複雑化していく中において地域の課題は増加していくことが考えられる。これらの状況に対応していくため、より一層、協働によるまちづくりを推進していく必要があるため、次の事項に取り組みでいただきたい。

- ① 協働を推進する制度の調査・研究を強化し、指針・マニュアルの作成を急ぐべきである。
- ② 町民が協働行動を持続していけるよう行政としてのサポート体制を望む。

●行政運営

地域経営を考えると、行政は縦割りの分断した政策では効果を発揮しない。総合計画と財政運営、行政評価と財政運営、行政評価と総合計画と連携することで効果が上がるものと考えられる。

- ① 個別計画との整合性を図り、体系化された総合計画の策定を望む。
- ② 総合的なチェック体制での適正な運用は当たり前であるが、今後は、民間企業の自助努力的な手法を徐々に当てはめていくことも必要である。

●条例の周知

少しずつではあるが町民への周知が進んで来ているものの、町民の中には自治基本条例の存在すら知らない人や、存在は知っていてもその内容についてよく理解していない人が多いため、次の事項に取り組みでいただきたい。

- ① 各団体や単位自治会への説明会の開催。
- ② 町民が興味を持っていない問題等を切り口とした、ワークショップや説明会などの開催。
- ③ 差し迫った事案が発生した場合に、町民も理解し活用をしていくと考える。より身近なものとするため、文章を平易にし、関心を持ってもらえる事例の提示が必要である。

